

新宿区教育委員会会議録

平成19年第2回定例会

平成19年2月2日

新宿区教育委員会

平成19年第2回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成19年2月2日(金)

開会 午後 2時04分

閉会 午後 4時06分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	内 藤 頼 誼	委 員	熊 谷 洋 一
委 員	木 島 富士雄	委 員	白 井 裕 子
教 育 長	金 子 良 江		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	中央図書館長	小 柳 俊 彦
教育政策課長	渡 部 優 子	教育指導課長	木下川 肇
教育環境整備課長	小 池 勇 士	学校運営課長	杉 原 純
副 参 事	山 田 秀 之	生涯学習振興課長	本 間 正 己
生涯学習財団 担当 課 長	小野寺 孝 次		

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	伊 丹 昌 広
教育政策課管理係	岩 崎 鉄次郎		

議事日程

議案

- 日程第 1 議案第 10号 平成18年度新宿区一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 2 議案第 11号 平成19年度新宿区一般会計予算
- 日程第 3 議案第 12号 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 13号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 14号 新宿区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 15号 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 16号 新宿区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 17号 新宿区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 18号 公益法人等への新宿区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 19号 新宿区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 20号 「教育行政の推進にあたって」について

報告

- 1 平成19年度区立小学校学校選択制度に伴う補欠の繰上げについて(学校運営課長)
- 2 室内空气中化学物質濃度検査の結果について(学校運営課長)
- 3 平成19年度区立幼稚園及び四谷子ども園の学級編制について(学校運営課長)
- 4 文部科学省の学校給食費の徴収状況に関する調査報告について(学校運営課長)
- 5 平成19年度学校給食調理業務委託事業者の選定結果について(学校運営課長)

- 6 四谷子ども園給食調理業務委託事業者の選定結果について（副参事「四谷子ども園開設準備等担当」）
- 7 第10回西戸山地区中学校統合協議会について（教育環境整備課長）
- 8 女神湖高原学園指定管理者の評価について（生涯学習振興課長）
- 9 教育管理職の異動について（教育指導課長）
- 10 その他

開 会

内藤委員長 ただいまから、平成19年新宿区教育委員会第2回定例会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、白井委員にお願いします。

議案第10号 平成18年度新宿区一般会計補正予算（第7号）

内藤委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第10号 平成18年度新宿区一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

教育長 「日程第1 議案第10号 平成18年度新宿区一般会計補正予算（第7号）」及び「日程第2 議案第11号 平成19年度新宿区一般会計予算」については、平成19年第1回区議会定例会で審議を予定している案件で、区長の公正、円滑な区政執行を確保する観点から、非公開による審議をお願いいたしたいと思います。

内藤委員長 ただいま教育長から非公開による会議の発議がございました。

「日程第1 議案第10号 平成18年度新宿区一般会計補正予算（第7号）」及び「日程第2 議案第11号 平成19年度新宿区一般会計予算」を非公開により審議することに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 それでは、議案第10号及び議案第11号を非公開により審議いたします。

傍聴人の方は議場より退席をお願いいたします。

〔再開〕

議案第12号 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例

内藤委員長 次に、「日程第3 議案第12号 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

議案第12号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 第12号議案、件名は「新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する

条例の一部を改正する条例」でございます。

これにつきましては、昨年12月に特別職報酬の審議会、新宿区特別職報酬等審議会がございまして、そこでの答申に基づきまして教育長の給料等を改正するものでございます。

主な改正内容でございますけれども、報酬審議会の中で、1つ目は地域手当につきましては、その手当の性格を考慮して、今まで同様、一般職に準じた形で支給されるべきであって、具体的には一般職が現行から1%引き上げ13%とするならば同じようにするべきだと。それから、2つ目が区長等の給料については、現行水準から1.31%の引き下げを行うべきである。これは公民格差分の0.41%と地域手当の支給割合改定を伴う給料月額の変額相当分0.9%を合計したものであると。それから、もう一つが期末手当の支給割合でございますけれども、期末手当の支給割合についても国・都の動向、他区の状況等を考慮し、区長等、議員とも現行の3.5カ月で固定化することが必要であるということが報酬審議会で決まっております。それに基づきまして、お手元の概要に書いてあるとおり、1番から3番まで条例改正するというものでございます。

1つ目が、教育長の給料の額を、1.31%（特別区人事委員会勧告の公民格差0.41% + 地域手当の支給割合改定に伴う給料減額相当分0.9%）を引き下げるということでは、月額81万2,000円を80万1,000円にするということでございます。

2つ目が、地域手当の支給割合を、一般職の職員に準じて1%引き上げ、13%とすることを明記する。

3つ目が、期末手当の支給割合については、一般職の職員との連動をやめ、3.5カ月とすると。これについては、先ほどの報酬審のお話でもございましたけれども、成績率を導入する職ではないということから、勤勉手当は支給されておりませんので、一般職員との連動で期末手当を支給することによる変動を避けるためということでございます。

4番目、その他規定整備を行うということでございます。

施行日は、平成19年4月1日でございます。ただし、第1条及び第4条の見出し部分の改正規定は、規定整備の部分でございますので、公布の日からするということでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

内藤委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

これは審議会の答申を受けてという手続を踏んでおりますから結構ではないかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第12号 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第12号は原案のとおり決定いたしました。

議案第13号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

内藤委員長 次に、「日程第4 議案第13号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

議案第13号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 議案第13号、件名は「新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

お手元の概要と、それとお手元の資料1で御説明させていただきます。

まず資料1をごらんください。

1番目が行政系の給料表の部分でございます。職務段階別加算の部分でございます。

係長のところをちょっと見ていただけますでしょうか。4級と5級格付者となっております。通常、係長は選考試験でやりますけれども、年齢とかその他の要件によりまして、その職の給与になる方がございます。いわゆるわたり制度でございます。そのとき、それが従前までのことでございますので、係長4級のところで5級になって、総括係長になった方については加算が10%になってございました。それを従前、わたりになった人についても職務加算を受けていたものを、19年度から職務に応じた加算にすることで決まっております。したがって、経過措置も含めまして、現行制度が10%のものが、4級が19年度、20年度6%でございまして、5級格付者が9%、8%となっております。それを係長として、21年度から7%にするということを決めてございます。

一方、この条例に関してでございますけれども、4番をごらんください。幼稚園教育職員の場合でございます。行政職と同様の考え方で幼稚園教育職員も変更するという中身でございます。教諭、教頭、園長ということで、それぞれ現行制度が5%から10、5、10、10になってございますけれども、それを段階的に19、20で、本則が21年度でございまして。教諭が5%、それと教諭の2級が7%、教頭が10%、園長が12%でございまして。

本日提案している条例改正につきましては、園長の部分でございまして、本来10%の限度

となっているところを、教頭と差別化するために12%と定めたということが、今回の条例改正の部分でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

内藤委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

よろしいでしょうか。

趣旨として、園長先生と教頭先生の間に若干の、若干のというか待遇に差異を設けるといふことですね。よろしいでしょうか。

では、御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第13号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第13号は原案のとおり決定いたしました。

議案第14号 新宿区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

内藤委員長 次に、「日程第5 議案第14号 新宿区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

議案第14号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 議案第14号、件名は「新宿区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

これも概要によって説明させていただきます。

教育委員の報酬につきましては、区議会議員の報酬に連動してございます。先ほど説明させていただきました報酬審議会の中で、区議会議員の報酬が変わってございます。それに連動したものでございます。

委員長は議員報酬の50%相当額、委員長職務代理者は委員長報酬の85%相当額ですね。それから、委員は委員長報酬の80%相当額ということになってございます。それにつれまして、教育長の給与改正と同様に報酬審で0.41%、議員の報酬を引き下げたもので、それにつれての連動でございます。委員長は月額31万1,000円から31万円、委員が月額24万9,000円から24万8,000円でございます。委員長職務代理者につきましては、1,000円未満の端数については500円未満切り捨てで500円以上切り上げなものですから、たまたまもとの金額と変わらなか

ったということでございます。

施行日でございますけれども、平成19年4月1日でございます。ただし、第1条及び第6条5項の改正規定については公布の日、これは文言整理でございますが、規定整備については公布の日から施行するということでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

内藤委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

これもよろしいですね、これもさきの審議会の答申を得て手続を踏んでおりますから。よろしいでしょうか。

では、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第14号 新宿区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第14号は原案のとおり決定いたしました。

議案第15号 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例

内藤委員長 次に、「日程第6 議案第15号 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例」を議題とします。

議案第15号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 議案第15号でございます。件名につきましては、「新宿区職員定数条例の一部を改正する条例」でございます。

これも概要と、お手元の1ページをお開きになって、新旧対照表で御説明させていただきます。

所要人員計画、再任用職員の活用等によりまして、職員の定数を改めるほか、新宿区立子ども園の設置等に伴い、規定を整備するためでございます。

改正内容でございますけれども、職員の定義規定を整備すること。2つ目が第2条の表中「教育委員会の所管に属する学校の職員」の項目の表現を整備すること。3番目が定数の改正でございます。改正前が、学校の事務局職員が233名、幼稚園の教諭等が102名。改正後は、学校（子ども園を含む。）職員としまして351名でございます。

施行日が平成19年4月1日でございます。

新旧対照表をごらんいただきますと、改正案と現行でございますけれども、区長部局の職

員につきましては45名減になってございます。議会の事務局の職員につきましては15人、現行どおりでございます。教育委員会の事務局の職員につきましてはプラス2名、2名の増になってございます。それと学校職員につきましては、今説明させていただきましたように、昨年とは16名の増になってございます。それから、選挙管理委員会は変わらず、監査委員については1名の減になってございます。全体では、28名の減ということでございます。

教育委員会の増減についてちょっと触れますと、増の部分につきましては特別支援の教育の制度の福祉職員の増、学校適正配置等担当副参事の増、学校運営課の幼稚園系の増と、そういうものが増の要因でございます。減は、中央図書館の減、1名でございます。

次に、4番目の子ども園に関してでございますけれども、増は子ども園の28名でございます。減につきましては、学校給食委託による給食調理の減、それから用務、調理、警備の退職不補充の減等でございます。

以上でございます。

内藤委員長 説明が終わりました。御意見、御質問があればどうぞ。

すみません、ちょっと説明で私が聞き落としたかと思いますが、現行の定義で「幼稚園を含む。」という文言が改正案では落ちていますが、これはどういうあれになるんですか。「教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。）」。

教育政策課長 教育委員会の所管に属する学校には幼稚園が含まれますので、「幼稚園を含む。」を削除したということでございます。

内藤委員長 学校というので、包括されるということね。

教育政策課長 はい、そうです。

内藤委員長 御意見、御質問ございますか。よろしいでしょうか。

では、御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第15号 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第15号は原案のとおり決定いたしました。

議案第16号 新宿区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第17号 新宿区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第18号 公益法人等への新宿区職員の派遣等に関する条例の一部を改正
する条例

内藤委員長 次に、「日程第7 議案第16号 新宿区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第8 議案第17号 新宿区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」及び「日程第9 議案第18号 公益法人等への新宿区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」は関係する議案ですので、一括して議題とし、1件ずつ質疑及び採決をするということによろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 では、議案第16号、議案第17号及び議案第18号を一括して議題とします。

議案第16号から議案第18号までの説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 議案第16号、件名は「新宿区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

概要をもとに説明させていただきます。

新宿区立子ども園の設置に伴いまして、子ども園に勤務する教育公務員について、幼稚園教育職員の給与の定めが適用されるようにするためでございます。

施行日は19年4月1日でございます。

次に、17号議案でございます。件名でございますけれども、「新宿区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

新宿区立子ども園の設置に伴いまして、子ども園に勤務する教育公務員について、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する定めが適用されるようにするためでございます。

施行日は平成19年4月1日でございます。

次に、18号議案でございます。件名は「公益法人等への新宿区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

新宿区立子ども園の設置に伴い、幼稚園教育職員の定義に子ども園に勤務する教育公務員が含まれるようにするためでございます。

施行日は平成19年4月1日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

内藤委員長 説明が終わりました。

では、まず「議案第16号 新宿区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、御意見、御質疑をどうぞ。

これは区立子ども園の設置に伴って、必然的な改正だと思いますが、これで結構だと思いますけれども、よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第16号 新宿区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第16号は原案のとおり決定いたしました。

次に、「日程第8 議案第17号 新宿区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」について、御意見、御質疑をどうぞ。

これも全く同様ですね。区立子ども園を含むということで、よろしいでしょうか。

では、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第17号 新宿区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第17号は原案のとおり決定いたしました。

次に、「日程第9 議案第18号 公益法人等への新宿区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」について、御意見、御質疑をどうぞ。

これも給与に関する条例と連動するもので結構だと思いますが、よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第18号 公益法人等への新宿区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第18号は原案のとおり決定いたしました。

議案第19号 新宿区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

内藤委員長 次に、「日程第10 議案第19号 新宿区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

議案第19号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 議案第19号、件名は「新宿区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

これも概要で説明させていただきます。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行及び業務内容から、「養護学校勤務手当」を「特別支援学校看護業務手当」に改めるというものでございます。

施行日は平成19年4月1日でございます。

説明を終わらせていただきます。

内藤委員長 これは養護学校を特別支援学校と名称変更というのか、言葉というか名称が変わるということであって、内容には変更がないので結構だと思いますが。

これもよろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第19号 新宿区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第19号は原案のとおり決定いたしました。

議案第20号 「教育行政の推進にあたって」について

内藤委員長 次に、「日程第11 議案第20号 「教育行政の推進にあたって」について」を議題とします。

議案第20号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 議案第20号、件名は「「教育行政の推進にあたって」について」でございます。

これにつきましては、別紙のとおりでございます。中身については、説明は省略させていただきますが、前回、御意見をいただいたところは修正してございます。これにつきましては、協議を重ねてきたところでございますので、先ほど申しましたように説明については省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

内藤委員長 これまでの協議で指摘されたところは直っていますか。そのままになっているというような点がありましたら。はい、どうぞ。

熊谷委員 内容は事務局の方でも確認されたとおっしゃっているのですが、これはきょうの教育委員会で決定されるということでしょうか。

教育政策課長 きょう御議決いただいて、決定するというところでございます。

熊谷委員 そうしますと、いわゆる扉の教育目標のところの一番下に、平成14年2月1日というの。

内藤委員長 いや、これはずっと前からね。ずっとこれは生きている。14年から生きているという。

熊谷委員 そういうことで。なるほど。それ以降の中身が、きょうの日付になるんですか。

教育政策課長 この教育目標につきましては、今、御議論いただきましたように14年に決定したものでございます。

熊谷委員 なるほど、再確認。

教育政策課長 はい。その次の基本方針以降が、今までの協議の中身でございます。

熊谷委員 そうですか。わかりました。

白井委員 すみません、今のに関連して、パンフレットだと決定、抜粋って何か、今まで18年度とか書いてあったんですけれども、それを今回は外すのは。質問わかりますか。

教育政策課長 これにつきましては、特に個々の事業を説明しているものでございませので、パンフレットによって各基本方針に沿った主な事業とか、新規の事業を関連づけてわかりやすく工夫してつくるものがパンフレットでございますので、これについては3月中を予定してございます。ですから、これの抜粋がパンフレットになります。

白井委員 ごめんなさい。今の質問は熊谷委員の部分で、これの18年度だと、要するに先生も誤解したんだと思うんですけれども、教育委員会の「平成14年2月1日新宿区教育委員会決定」、次に「抜粋」という言葉が2文字入っていて、そこから抜粋して教育目標をかけていますよというようなパンフレットの仕組みになっていて、今回はそれがないので、多分、熊谷先生もちょっと誤解したのかなと思うんですけれども。質問の意味わかりますか。

教育長 つまり、教育目標はこれなんですね、平成14年2月のもの。

内藤委員長 でも、いかにも平成14年の抜粋をそのまま使っているという印象じゃ困るね。

白井委員 いや、どうなのか、その部分が。その決定が、多分、先生は、きょう決定なら、そういう決定、同じ目標でも、今年度の目標で決定を出すんだったら、その日と書くのが多分普通というふうに思われたのでは。

教育長 これがすべてなんですよ、教育目標の。それで、パンフレットは、これと、それからそれについては18年度に行う事業についても入れた、要はこの推進に当たっての18年度版を事業も含めて皆さんにわかりやすく説明するために、もう一回つくり直しているんですね。その中に、平成14年2月1日に教育委員会決定した教育目標の中の一部を抜粋しましたよと

というのが、その緑の枠の中に入っています。

白井委員 そうですね。

教育政策課長 この教育目標全体がありますけれども、たまたま網かけの部分の一部を抜粋したということの単なる表記です、このところは。そういう意味でとっていただければと思います。

熊谷委員 私の質問の仕方が中途半端だったんですけれども、毎回の年度ごとの教育委員会で、これを全部承認するんじゃなくて、目標については14年の2月で決定していて、ただ中身の基本方針については、この委員会ですよね。だから、基本方針の最後あたりには、そういうのを入れなくていいのかというのが私の質問の真意なんです。つまり、これが表へ出ていったときに、一般の人は平成14年2月1日に教育委員会が決定して、中身もずっとそのまま変えていないんじゃないかというふうなうがった見方をされるので、そこはいいんですけれども、最後のあたりに基本方針については、本日というふうに入れられた方が、誤解が少ないんじゃないかというのが私の質問の中身なんです。

内藤委員長 僕は、むしろ基本方針、このページを改めて基本方針というのが出ますよね、ここに平成19年度基本方針と入れた方がいいんじゃない。そうしましょうよ。

白井委員 というのは、ちょっと私も質問なんですけれども、教育委員会委員になったときに、これを見させていただいて、平成14年に教育委員会全体というか、新宿区として、こういう教育目標の大枠をばんと何年度計画でやりますと大きな決定をしたのがあって、それを今、例えば14年度、18年度とかは、その目標に沿ってそれぞれ各年度やっているんですよということなのか、ちょっとその辺がよく理解できなかったんですけれども、その辺はどうなるんでしょうか。そもそも14年2月1日って大きな意味がある決定なんですか。

教育政策課長 一番最初の熊谷委員のことにつきましては、基本方針のところに平成19年度と入れさせていただきます。

それで、今のお話なんですけれども、教育目標については14年に決めさせていただいて、これは本当に基本的な部分、教育委員会として、目標として掲げる基本的な部分でございます。もちろん読んでおわかりだと思いますけれども、その後、年度ごとに、さまざまな環境の変化とか社会状況の変化等で、さまざま教育の方針も変わるということの中では、その年度ごとに基本方針をこれに基づいてつくるということの意味でございます。

教育長 この教育目標については、毎回これでいくかどうかを検討する、この基本方針を検討する際にお諮りいただいています、教育目標はこれでとりあえず、このまま修正しない

でいいだろうという確認はいただいて作業に入っておりますので。すみません。

白井委員 ということは、来年度変えてもいいということですね、教育目標。その縛りはないという理解でよろしいわけですね。別にこれに異議があるわけじゃないんですが。

教育長 そういうことです。

内藤委員長 だから、基本方針で年度をはっきりうたうということにしましょう。

よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第20号 「教育行政の推進にあたって」について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第20号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

報告 1 平成19年度区立小学校学校選択制度に伴う補欠の繰上げについて

報告 2 室内空气中化学物質濃度検査の結果について

報告 3 平成19年度区立幼稚園及び四谷子ども園の学級編制について

報告 4 文部科学省の学校給食費の徴収状況に関する調査報告について

報告 5 平成19年度学校給食調理業務委託事業者の選定結果について

報告 6 四谷子ども園給食調理業務委託事業者の選定結果について

報告 7 第10回西戸山地区中学校統合協議会について

報告 8 女神湖高原学園指定管理者の評価について

報告 9 教育管理職の異動について

報告 10 その他

内藤委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1から報告9までについて一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いします。はい、どうぞ。

学校運営課長 では、報告の1から5まで引き続いて私の方から御説明いたします。

報告の1は、平成19年度学校選択制度、小学校の補欠の繰り上げでございます。

資料2、表を載せておりますが、小学校29校のうちの四谷小学校と西戸山小学校の2校が抽せんとなりましたので、その推移を見守ってまいって、1月31日を補欠登録の期限といた

しまして一たん確定をさせました。

その結果でございますが、四谷小、西戸山小とも定員は2学級ずつ、80名ずつのところを、上限の受け入れ数といたしましては、過去のデータから、今後、4月を含め、その先の転入者等による増減を推計して、それぞれ72名、76名を上限としました。

1月31日現在の入学予定者数に補欠登録者数を加えましたところ、四谷小学校は補欠の4名を含めて68名にとどまり、西戸山小学校は補欠13名を全員繰り上げて上限とぴったりの76名となりますことから、19年度の抽せん対象になった2校につきましては、登録者を全員繰り上げて選択された学校に通っていただくと、こういう決定をいたしました。

各校ごとの状況については、(3)の 、 に書いてございます。

(4)に今後の対応について。2月1日からさまざまな理由がある場合の指定校変更の届け出を受けておりますが、基本的にはこの2校は抽せん対象となったことから指定校変更の受け付けは慎重に対応してまいりたいと考えてございます。そのほかに戸山小学校が75名という上限に近い数字にありますので、指定校変更等につきましては慎重に判断すると、そのようなことを書いてございます。

引き続き室内空気中化学物質濃度検査の結果について御報告をいたします。

こちらは平成13年度の文部科学省からの通知により、学校環境衛生の基準について定期検査をするようにということが決定しまして、平成14年度から行っているところでございます。毎年1回、教室等の室内の化学物質を検査しております。検査を行う対象は、いわゆるシックハウス、シックスクールという言葉で問題になったホルムアルデヒドと同様の揮発性有機塩素化合物、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼンの4物質でございます。

なお、検査結果が低い場合は、次回からは検査を省略する。特にキシレンとパラジクロロベンゼンは、よほど必要があるときに検査すればよいという内容でございます。

18年度は、7月から11月にかけて実施しました。例年、夏季休暇中に実施しております。

検査場所は、小・中・養護学校、幼稚園とも、普通教室、保育室を中心に行っております。

検査物質は、4物質を書いておりますが、ほとんどの学校では前の2物質でございます。

検査方法は、30分以上の換気の後、主に部屋の中央で測定しております。

結果に対する今後の対応なんです、ほとんどの学校で基準を下回っております。今後の対応の冒頭に書いておりますのは、本年度は夏休みにかけて長期の耐震工事を行う学校が多数ありましたので、工事の影響で一時的に濃度が上がるということもございまして、そのあたりは避けてございます。工事を行った箇所は、工事の責任者の方で別途検査をいたし

ます。

本年度実施した検査で、落合第二中学校のコンピュータ室でホルムアルデヒドが、指針値100に対して110という若干の超過がございましたので、その後、日常的な換気を行って、後日、簡易検査を行ったところ指針値を下回っております。

どうしても空調が整備された教室では、空調による換気に頼って、一酸化炭素濃度も比較的上がりがちになります。そういうところでも、何かこういう化学物質を使用した後は、日ごろから十分な窓あけが大切ではないかと、そのように考えております。

裏面でございますが、引き続き窓あけ等の換気を徹底するという事に努めていくということを書いた上で、分析結果については先ほど申し上げたところを除いては基準値におさまっております。

簡単ですが、この件はこれで終わりにいたします。

続きまして、平成19年度区立幼稚園及び四谷子ども園の学級編制について、私の方からまとめて報告をいたします。

平成19年度の区立幼稚園の3・4・5歳児と四谷子ども園の4・5歳児につきましては、1月15日を最終基準日としまして学級編制の内容を固めてございます。

幼稚園について、3歳児は13園で3歳児保育を行っており、17名が各園の定員でございますが、定員を大きく下回っている園もありますけれども、合計で205名の応募があり、205名で編制をし、これは前年同期と同様の数値でございます。4歳児でございますが、406名の園児数で前年の同期と比較して59名という大きな減になってございます。5歳児は471名で22名の減。合計で、幼稚園児の方は1,082名で前年同期と比較して81名の減でございます。

欄外に四谷子ども園を載せておりますが、4・5歳児とも2学級、定員が50名で、4歳児は46名、5歳児は33名で編制いたします。合計79名です。この四谷子ども園の子どもたちにつきましては、四谷第三幼稚園と第四幼稚園からの持ち上がりと移行ですね。それから、三栄町保育園の園児の移行を含め、4歳児の方は新規募集が多いところですが、5歳児の方はほとんどが持ち上がりの子でいっております。この中には、保育に欠ける子どもという従来の保育園の子どもたちが入っております。

各園で少し特徴的なことを申し上げますと、上から3番目の市谷幼稚園、従来からずっと2学級編制をしておりましたが、新4歳児は1学級ちょうどの30名の応募でございましたので1学級の編成となりました。愛日幼稚園は、中町保育園との合同保育をスタートさせる関係から、4・5歳児とも幼稚園児が38名の定員、中町保育園の方の園児が22名の定員で、各

学年60名ずつという編制をしましたが、4歳児、若干少な目となっております。そのほか早稲田幼稚園と鶴巻幼稚園と牛込仲之幼稚園も、前年と比較して4歳児が少な目であり、牛込地域が人口の減少が見られたところでございます。

中央から少し下の落合第五幼稚園と第六幼稚園ですが、落合第五幼稚園は、本年度の4歳児、今度の5歳児は学級編制をしておりませんが、新4歳児については学級編制基準の下限の12名の応募がありましたので学級編制をいたします。落合第六幼稚園は、昨年度、学級編制をしましたが、新4歳児の応募が少なかったため、新4歳児は学級編制ができません。そのほか西新宿幼稚園は、この地域の子供が大きく減少しておりまして、新3歳児も8名、8名、8名、10名という非常に小さな幼稚園で編制をしております。

この件につきましては、以上で御報告といたします。

次に、文部科学省の行いました学級給食費の徴収状況に関する調査報告をいたします。

18年11月に文部科学省が全国調査をかけました。新聞でも大きく問題になっております学校給食費の未納状況につきまして、全国的な調査結果がまとまりましたので、文部科学省は1月24日にプレス発表をしております。

新聞報道によって、大いに関心が高まっておりますが、調査結果では全国の平均の未納割合、これは金額の割合ですが0.5%でございます。東京都の平均は0.4%、新宿区は0.1%と。小数点以下の一けたでまとめますと、こういう状況でございます。

なお、私どもが各学校に調査した調査の仕方では、17年度の未納について、18年の9月の状態で、その後、払っていただいたケースまで追いかけております。そこでは、未納金額、前年度分でございますが、さらに減っております。

資料もついておりますが、下に表がありますので、こちらが国と東京都、本文に書いておりませんが、東京23区は0.2%、新宿区は3月末現在で0.1、9月末現在では0.055という数字でございます。

ここで添付いたしました文部科学省の通知の裏面をごらんいただきたいんですが、こちらは文部科学省が考える給食費の未納問題に対する対応を、第1、第2、第3と3点にわたって認識を示してございます。第1は、保護者に対し公平な負担を求めるということについて周知と理解、協力を求めることと。次に、第2は経済的に困窮している世帯に対しては、教育扶助、就学援助という制度がございますので、就学援助事業を周知して、この充実に努めること。第3は、学校長はこの未納に対する対応について、学級担任等、特定の者に過度の負担がかからないように学校を挙げて取り組みなさいと。なお、学校給食実施者、これは教

育委員会のことを言っておりますが、教育委員会は各学校の状況を随時把握して、学校と連携して解消に努めることという、こういう認識を示しております。

その後、調査の概要について子細にわたる表が載っておりますが、ずっと後ろの方に3つほど一覧の表がございます。そちらをごらんいただきたいのですが、最初に都道府県の状況の表がございます。こちらは、東京都は全国平均より低く、突出して高いのが沖縄でございます。左は学校給食実施学校数と未納者がいる学校数、未納者がいる学校数の割合、続いて児童・生徒数での割合で、一番右側が金額に割り返したときの割合でございます。

この表を2つ送っていただきますと、東京都の各区市の状況が一覧となっております。字が大変小さくて恐縮ですが、小・中学校を合計した実施校数の割合と生徒数と給食費の割合で、上から4番目が新宿区ですが、未納者のいる学校の割合は34.1%と少な目です。

中央の欄の児童・生徒数ですが、1万人を超える児童・生徒に対し16人で0.1%という数字が出ておりますが、この数字は東京23区では新宿だけでございまして、新宿が一番割合が低いということでございます。

給食費の方は、42万5,891円の未納額が0.1%、0.1%という同じ数字の区はほかにもございますが、それ以下の数字を検証しますと、23区のうち新宿区が最も未納率が低いという結果が出てございます。多摩地区の方は、23区に比較して高いところもございまして、大変低いところもございましてさまざまです。

こういう数字が出ておりますが、私どもの小・中学校は、各学校で早目、早目に児童・生徒の保護者に御協力をお願いし、収納の方法としましては各学校とも保護者の銀行口座からの自動引き落としになっておりますが、十分な啓発が行き届いているものと受けとめております。

最後に、平成19年度の学校給食調理業務委託事業者の選定結果について御報告をいたします。

学校給食調理業務は、平成16年の4月から順次民間委託を進めております。現在、小学校が7校、中学校4校の11校で実施しておりますが、子どもたちが食べるものでありますから、私どもは安全性や衛生管理に十分配慮し、競争入札ではなく、各事業者ごとにどのような考え方で、どういう対応をするかということをお尋ねするプロポーザル方式で選定を進めてきました。

プロポーザル方式は2段階で選抜をして、選考をして、最終的には、本年は7社でございましたか、担当者をお呼びして教育委員会内部の選定委員会、小・中学校の校長、学校栄養

職員、小・中のPTAの代表もお招きしてヒアリングを行って選定を行っております。

選定の基準ですが、住所要件や信用状況のほか安全性や衛生管理、業務遂行能力、それからパートの従業員をつなぎとめる工夫、そのあたりについて重点的にお話を伺います。

委託の条件といたしましては、教育委員会が作成する仕様書等々を十分遵守して対応ができるかどうか。給食数に応じた調理員の配置、例えば正社員が3名、パートの社員が4名というように、十分な数の配置が提案されているか、調理員については主任は学校給食経験が3年以上、副主任も1年以上というように、かなり厳しい条件を付しております。

こちらの資料の裏面でございますが、今回のプロポーザルによる事業者選定の経過を書いてございます。

18年の11月に各事業者へ質問書を送付して、その細々とした質問内容に対する回答をもって提案と受けとめ、一次審査を書面で行い、上位7社をヒアリングで最終的に2社を選定しました。

この(4)の第二次審査の日時を平成18年1月13日と書いてございますが、こちらは平成19年の誤りでございます。失礼いたしました。

最終選定の2社は、葉隠勇進株式会社及び株式会社藤江でございます。

この2社が受け持つ学校ですが、戸塚第一小学校と落合第四小学校でございます。

表が載っておりますけれども、これがプロポーザルの採点による二次審査でございますので、1、2、3は法人の実績や見積もり額、人員配置でございますので、こちらはその数値に合わせて機械的に評価をします。4の人員体制以降につきましては、ヒアリングで十分に各社のお考えを聞いて選考委員が採点したものでございます。

上位の3社が大変僅差でございますが、二次選考の7社からこのようにして2社を選定いたしました。

以上で私の方からの5件の報告を終わりいたします。

内藤委員長 ありがとうございます。

続けて、報告について一括して説明を受けます。

次は、報告6からです。どうぞ。

副参事 続きまして、報告の6番目でございます。四谷子ども園の給食調理業務委託事業者の選定結果について御報告をさせていただきます。

先ほど、第5号の報告で学校についての報告がございましたけれども、四谷子ども園についても、19年4月からの給食調理業務を委託するという形での事業者選定を行っているもの

でございます。

子ども園の給食につきましては、10月の教育委員会で四谷子ども園での給食調理を委託する上での基本的な考え方というものを整理いたしまして当委員会に報告をいたしております。今回のこの事業者選定については、10月に報告をさせていただきました検討報告書の考え方に基づきまして事業者選定を行ったというものを、本日、改めて報告するものでございます。

1番、委託事業者の選定方法でございますけれども、四谷子ども園の給食は、乳幼児が食するものであり、食の安全性の確保や衛生管理に十分配慮して実施することが必要であること。また、離乳食等の給食調理業務の専門性や園行事への参加の協力、子どもたちとの交流など、一定の水準を持つ従業員の確保が不可欠であり、競争入札では上記の条件、今申した条件を満たす事業の実施、あるいは委託事業者の確保ということが難しいと。このような理由に基づきまして、プロポーザル方式によつての事業者を選定しているところでございます。

プロポーザルの実施に当たりましては、資料記載の3段落目、教育委員会内部に四谷子ども園の給食調理業務の民間委託事業者の選定委員会というものを設置いたしております。四谷第三幼稚園、第四幼稚園、三栄町保育園の園長・保護者、保育課・学校運営課配置の栄養士職員、教育委員会の幹部職員等で構成された委員会でございます。

ここで1点、資料の訂正がございます。14名と書いてある部分については、13名でございますので、まことに申しわけございません、資料を訂正していただければと思っております。

事業者としての資格でございます。23区内に本社または事業所を有していること、23区内の公立保育園での給食調理の受託の実績があるという、この2点をもって事業者の資格という形をとってございます。

委託の条件につきましては、こちらに記載の3点でございます。教育委員会が作成する委託の仕様書、調理業務の作業手順、あるいは子ども園の栄養士が作成する調理業務の指示書、こうしたものに基づきまして調理の業務を行っていただくということ。給食数に応じた調理員の配置を行っていただくということ。学校同様に業務責任者、業務の副責任者には一定の経験年数を求めているというところが、委託の条件という形になってございます。

プロポーザルによる事業者の選定の経過につきましては、こちらに記載の日時の中で事業者選定の方を行ってきております。

14社を一応委託の事業者ということで選定をいたしまして、プロポーザルに当たつての企画書、質問書に対する回答書というものの提出を求めたところでございます。うち12社の回答がございましたけれども、2社については見積もりの下限を下回るということで失格の取

り扱い。したがって、10社の中から4社を二次に進出をさせたという一次審査を行っております。

裏面にお移りいただければと思います。

第二次審査につきましては、12月16日に行っております。一次審査を通過した4社に対して、選定委員10名による質問形式で1社45分のプレゼンとやりとりという中での、最終的に上位の1社を委託事業候補者として選定をいたしましたというところでございます。

選定の中身につきましては、3ページ目に、先ほどの学校と同様にそれぞれの会社の評価基準ごとの評点というものを付してございます。最終的に事業者と決まりましたイフスコヘルスケア778.5点という点数でございます。以下、第2位、第3位、第4位について記載のとおりになってございます。

2ページ目にお戻りいただきまして、このイフスコヘルスケアを最終の選定事業者といたしまして、業者選定委員会の方に報告をしたというところでございます。

なお、この会社につきましては、新宿区内の学校の受託実績というものはございません。しかしながら、こちらに記載のように18年度の受託の実績として、東京23区の受託園数、7区において16園の実績を持っていると。これは今回の各社の中でも一番多くの区、それから一番多くの園を受託しているという点もございますので、口頭で報告をさせていただくところでございます。

私からの報告は以上でございます。よろしくお願いいいたします。

教育環境整備課長 それでは、私の方から第10回西戸山地区中学校統合協議会につきまして御報告させていただきます。

4番の開催内容のところをごらんいただきたいと思います。

(1)といたしまして、安全に関する専門部会報告と第6回目の御報告をしてございます。これにつきましては、主に社会保険中央病院にガードがございますけれども、あそこのガード付近の対応についての御報告をしてございます。

(2)といたしまして、新校のコンセプトということでございますが、冒頭、地区計画による学校敷地の2メートルセットバック、後退、これが議論の的になっているわけでございますが、この辺の結論が出ないとなかなかコンセプトの協議は難しいという御意見が多数ございました。具体的には、これを受けまして、現在、再度、区長部局、都市計画部、環境土木部と協議をしているところでございます。2メートルセットバック、何か対策がないかというようなことで検討しているということで、次回あるいはその次あたりに回答するという

ことになろうかと思えます。

2番目といたしまして、後退にかかわらない部分についての協議をしたということで、1つ目のポチでございますが、校庭の小・中一体利用などのハード面の有効活用と問題点ということで、とりわけ一体利用とした場合、小学校、中学校の体格差等があるわけでございますが、そういった問題、あるいはカリキュラムの問題等々について御意見がございました。

その下の部分は、一応要望として、標準的な学校の指標をお出しして、それについての御意見を賜りまして、こういった御要望があったということで、これらについては次回以降、徐々に集約していくような形で考えてございます。

以上、雑駁でございますが報告とさせていただきます。

生涯学習振興課長 私からは、女神湖高原学園指定管理者の評価について、報告8でさせていただきます。

1、評価の方法でございます。平成17年度の管理運営業務について、指定管理者が提出した平成17年度年間報告書などをもとに、各評価委員がそれぞれ4段階の評価を行い、合議の上、評価委員会として評価を決定いたしました。12月に実施いたしました。

2、評価の対象です。(2)指定管理者は株式会社フードサービスシンワでございます。

3の評価委員会の構成は記載のとおりでございます。

4、評価の結果、概要でございます。Aが大変優れている、Bが適正に行われている、Cが最低限必要なことは行われている、Dが改善を要するという4段階の評価でございます。

施設管理に関することがB、学校利用者の利用に関することがC、一般利用者の利用に関することがB、収支状況に関することがB、従業員に関することがB。それで、総合評価はBでございます。

詳細は、別紙の事業評価報告書のとおりでございます。

以上でございます。

教育指導課長 平成19年2月1日付で、副校長の異動がございましたので御報告申し上げます。

西早稲田中学校、副校長、安藤哲雄。荒川区立原中学校、主幹より昇任転入でございます。

なお、前任の新宮領副校長は大田区立東調布中学校長に昇任転出いたしました。

以上です。

内藤委員長 これで報告9までの説明が終わりました。

報告1について御質疑のある方はどうぞ。

よろしいですね。繰り上げで入学できるということで。

次に、報告2について御質疑のある方はどうぞ。

白井委員 すみません、2ページの分析結果を見ますと、各学校共通なのが音楽室とコンピュータ室がちょっと数値が高い、体育館というのもありますけれども、その一つの特徴と、それから下の3校、淀四、柏木、西戸山というのは、普通教室もちょっと数値が高く出ているんですけれども、これはやはり換気というか、日常的なそれがちょっと不十分だったということなんでしょうか。

学校運営課長 音楽室とコンピュータ室は、楽器、金管楽器やピアノをふいたりするときの薬品、それからコンピュータのディスプレイその他をふくような薬品が影響しているものではないかと思えます。このほかに図工室や中学の技術室、そういうところが時折、数値が高くなる場合がございます。理科室も当然そういう傾向が出る場合がございますので、その教室ごとにおいて用いる教材や道具、薬品の影響が数値には如実に反映いたします。

あと、淀四以下の学校についてやや高目なのは、委員が御指摘のとおり換気が不十分ではなかったのではないかと推察しております。

白井委員 私やはり建築紛争調停事件で、化学物質過敏症になったという形のが、ここ数年ふえているんですね。それで、その問題というのは、建築基準法上、建築資材とかみんなチェックされているんですね。それから、各棚とか、できているのがありますね。そういうのも、各業者ごとにそのチェックはクリアしていて工事がなされているし、接着剤もやはりそれなりのものを使っていると。ただ、実際には結果的に化学物質過敏症が発症してしまうと。やはり東京のちょっと複合汚染的なものが絡んでいるんじゃないかなという感じ、どこが悪いと特定できないんですけれども、結果として出てしまうというのが、やはりここ数年多くなっているんですね。やはり化学物質過敏症って、御存じのように一度なってしまうと本当に生活、外に出ること自体ができなくなってしまうという危険性があるので、やはりちょっと小学生というか、特に小・中学校においては、その辺をまず皆さんに理解してもらって、定期検査で安全であっても、やはりどこかで何かと発症の契機となるものもあるので、少なくとも今できるのは本当に換気だけみたいなんです、定期的に換気する。それから、あと不安なのは、やっぱり四谷とか新しい校舎と耐震工事が入っているので、その改築の後というのは、やはり接着剤とか新しいのを使っているんで、それが出やすいみたいなので、その辺よく運営課の方から御指導していただければと思います。

学校運営課長 御指摘のように、近年は食物アレルギーの子どももふえておりますし、化学

物質への過敏症もふえてございます。どういうわけか、この2つは重複してあらわれているケースが多々見受けられるところです。学校の環境につきましては、新築の学校はもちろんのこと、何らかの工事が入った場合は必ず、VOC検査と呼んでおりますが、揮発性の有機化合物の濃度を十分に検査いたします。

なお、新築の小学校には、新規で大量の机といすを納品しますが、委員の御指摘のようにほとんどの机、いすは合板を接着したもので、接着剤を多々使っておりますけれども、現在は水溶性のものが使われ、それにつきましてもJIS規格で最も水準の高いフォスターという規格のものを入れるようにしております。そのあたり、工事の関連とは常に十分な連携をとってまいる考えでおります。

内藤委員長 よろしいですか。

白井委員 はい。

内藤委員長 ほかに御質問。

ほかに御質問がなければ、次に報告3、幼稚園及び四谷子ども園の学級編制について、御質疑のある方はどうぞ。

これは新宿区として、やっぱり4歳児が減り続けているということのほかに、公立から私立へ流れているとか、そういう傾向もあるんですか。

学校運営課長 1つには、4歳児当たりでも幼稚園から保育園へ少し、そちらの方が数がふえているといいますが、保護者の事情で保育園の方は、大方定員いっぱいまでいき、幼稚園の方は敬遠されるという傾向が若干ございます。また、私立幼稚園の方は、ここのところ聞いた限りでは、やはり新年度については子どもの数は伸びていないと聞いておりますので、そういう一つの傾向がはっきりあるとは思えず、全体に子どもは少し減っているのかなと、そう受けとめてございます。

内藤委員長 よろしいですか。

ほかに御質問がなければ、次に報告4、給食費の徴収状況に関する調査結果について御質疑のある方はどうぞ。

白井委員 一覧表のところについてお聞きしたいんですけども、後ろの方ですね。新宿区の場合、未納校数として小学校が10で中学校が4校ということですよ。これは、小学校って30校でよろしかったですかね。

学校運営課長 小学校は30校でございます。

白井委員 やはり3分の1という、右側に割合がありますけれども、その学校数としてまず

3分の1ということですね。

学校運営課長 はい、そうです。

白井委員 どこかの小学校で、今度は世帯数の問題なんですけれども、その世帯数としてはどれくらいなのでしょう。

学校運営課長 学校ごとに当然児童・生徒数は把握してございますが、それが何世帯で構成しているかという数字は、実は私どもの方では今とらえてございません。

白井委員 給食費、引き落としでしたよね、新宿区の場合。これはそうですよね。引き落としができなかった場合って、実はどなたが徴収の、学校の先生がやってくれていたんですか。

学校運営課長 その件につきましても全国調査の結果があり、新宿区も調査をしております。主に学級担任でございます。その次は、校長あるいは副校長、その次は事務職であったり、学校栄養職員であったり、そういうところから督促といいますか、連絡をしております。

白井委員 そうしますと、先ほど世帯数まではまだ把握されていないということは、その未納の状況が経済的なものによるものなのか、それとも単に意識の低さの問題なのか、まだちょっと新宿区として把握はできていない状況でしょうかね。

学校運営課長 本日、御用意いたしました資料で、文部科学省がつけました表の調査の結果についてを1枚めくったところに、3といたしまして学校給食費の未納に関する学校の認識なんです、児童・生徒ごとの未納の主な原因を学校がどう認識しているかと。2つの区分があり、保護者としての責任感や規範意識が原因ではないかと、そう認識している学校が全体の6割でございます。保護者の経済的な問題ではないかというのが、ちょうど3分の1ほどでございます。こちらと全く同じ内容を、本日おつけしておりますが、新宿区の各学校にも調査をかけましたところ、保護者の責任感、規範意識ではないかという回答がちょうど半分の50%、経済的な問題ではないかというのが44%ほどでございますので、責任感が問題だという認識の割合も新宿区は少々低目で、経済的な問題につきましては、就学援助の制度が充実しておりますので、2割以上が公費で給食費は負担を受けているという現状はございます。

白井委員 すみません、今2割と言ったのは、現在が2割受けているということですね。

学校運営課長 はい、そうです。

白井委員 未納のうちの今度44%は、まだ受けていないんだけど、多分経済的な理由だろうと推測されるパーセンテージですか。

学校運営課長 17年度の就学援助をしている対象のうち、生活保護世帯につきましては、一

度、保護者に生活保護の扶助費としてお金を渡して、そこから給食費を払っていただくというシステムでした。その辺が原因で、少しずつ払いが出来るという実態はあったように聞いておりますので、就学援助を受けていながら少しずつ出来るというケースもあり、就学援助は受けていないんだけど、ちょっと苦しいのかなというものも恐らくあったのではないかと推測します。

なお、18年度からは生活扶助費から、生活保護の担当課から校長口座にすぐ給食費を払い込むようにしておりますので、就学援助関係では18年度以降は未納が生じないシステムになってございます。

白井委員 そうすると、あと就学援助対象者ではないけれども、経済的に苦しいという人たちをどうするかという問題が課題としては残ってしまうということですよ。

学校運営課長 そのあたりは、各学校に詳しく聞いてみないとわからないところでございます。

白井委員 というのは、新聞とかにも出ているように、給食費の徴収事務を実際に先生がやるということになると、また負担もすごくなりますし、その辺はどうなんですか、その次の対策として、どう徴収するかということについてはいかがでしょうか。

学校運営課長 給食費は私費会計で、保護者のうち未納者が多いと他の保護者が結局割を食うといいますか、給食の内容がレベルダウンするということなので、これを深刻に受けとめた自治体では、その自治体側が一度未納分を肩がわりして、自治体が債権者となって法的手段に訴えると、そういう対応をとっているところもございます。

新宿は先ほど申しましたように、23区でも一番未納率が低い状況にはございますが、学校の方での督促に限界があれば、私どもも一緒に動かなければならないとは考えてございます。ただ、未納率が0.1%を下回る数字というのは、その他の公共料金と比較すると、これは信じられないほど優秀な数字でございます。区民税はおおむね10%以上が未納または滞納、国保料も30%を超え、国民年金の保険料は、かつて区に納めていたところは20%前後だったものが、社会保険庁が事務を吸い上げたら50%を超える未納が出ているというように、現場から離れれば離れるほど、やはり未納の率は上がっております。学校の教職員に過度な負担はかけたくないのですが、学校と保護者という顔が見えている関係が、やはりこういう優秀な収納実績につながっているのではないかと考えております。

白井委員 大変数値的には低いと思うんですが、今やはり説明を受けて私も、ああそうだったのかと思ったのが、給食費が少なければ、要するに集まったお金だけで賄うというシステムになっているということですよ。そういうことは、やはり保護者は知らないもので、未納

対象者に督促というか出すときに、あなたが納めないとその分だけ給食費の総額が少なくなつて、要するに全体的に質が下がるということですよね。その辺やはり御理解をいただくような文書か何かをつくってあげて先生に渡してあげたりすると、先生が何も、ただ払っていないから払ってくださいと言うよりは催促しやすいんじゃないでしょうかね。

学校運営課長 そういう方向で、学校を支援してまいりたいと考えます。

白井委員 以上です。

内藤委員長 御意見、御質問ほかにございますか。

ほかに御質問がなければ、報告5に移りましょう。

報告5、学校給食調理業務委託事業者の選定結果について、御質問がありましたら。はい、どうぞ。

木島委員 この選定は、もちろんこれはこれで構わないんですが、ちょっと聞かせていただきたいんですが、例えば幾ら業務上、アレルギーというものを防ごうと思ってもちろん調理するわけですけれども、思わないところにその子のアレルギーのものが入っていることが結構あるんですね。例えば、この間も聞いたんですけれども、おソースの中にも小麦粉が入っているんだそうですね。そうすると、小麦粉が全部だめという子に、おソースがちょっと入っただけでもショックを起こすとかということもあるわけですから、これは給食等に関しての、いわゆるアレルギーとか、そういうものによって起こるような被害に対する保険というものは、区は入っているんでしょうか。

学校運営課長 役所が行う行政行為全体について、自治体損害賠償保険という制度があり、そちらに入っておりますので、私どもに過失があれば、それが適用になるところでございます。

なお、食物アレルギーの対策については、業者委託のプロポーザルでも十分にヒアリングを行い、単にその子の分だけ別にあつらえたものに名札をつけるというようなレベルでこたえるか、あるいはまないたから包丁からすべて変えて、場所も少し変えて調理をするかという回答まで含めて、業者の対応などは採点項目として十分に考慮しております。

木島委員 これは報告5と報告6、同じようなものなので、ちょっと報告6に関してお聞きしたいんですけれども、この審査点数合計というのは、見積もりというのが100点とか200点とか、そういう非常に大きい点数なんですよね。ところが、1番のイフスコヘルスケアですか、それと2番のレパスト、これ778.5と770なんですけど、例えば4のところの緊急時だとかチーフの資質なんていうことは点数が低いわけなんですけれども、これは3番のフジ産業と

という方が緊急時だとかチーフの資質なんていうのが高いんですね。ところが、トップになったイフスコヘルスケアというのは、この見積もりという件に関して非常に高い点数を受けていると。そうすると、200と100と違って、1番目と3番目の選択、こういうことでもいいんでしょうかという感じがするんですがね。

副参事 子ども園担当の副参事でございます。

今の資料の6の3ページ目のところに、各事業者の表側のところに事業者名がございまして、表頭のところがそれぞれの評価項目になっております。これは学校についても、この子ども園についても、基本的に全体の総得点の25%が見積もり金額、75%が内容審査に係る評点という1対3の割合の中で、これを全体のプロポーザルにかけていくというのは、契約管財課を含めた区の、この学校とか子ども園の給食についてはオーソライズしている基本的な考え方のところでございます。

その上で、このイフスコヘルスケア、あるいはその1つ下のレパストというところは、見積もり金額のところと比較的高い点数をとられたという会社でございます。

それで、なぜにプロポーザルをやりつつ、一方でこうした点数の配点割合にしているのかというところでございますけれども、行政がやることですので、これはやはり税の投入というところが基本になってございます。そのことがありますので、やはり一定の費用対効果と申しますか、きちんとした税の投入として妥当な金額設定だということでは、これはこれで押さえなければいけないというところがございます。そのことがあるので、全体を10あるいは100とした場合に、4分の1は、これは経費についてのウエートを置こうという考え方でございます。残りの4分の3について、内容審査に当てているというところがございます。

その際に、この子ども園の場合には、法人の実績ですとか、それから行政処分といったようなところ、ある意味、形式審査に係る部分でございます。これは今回初めて就学前の子ども施設の給食を委託するということがありましたので、一次審査の段階でまずきっちりこういうところを見ようと。その上で、二次審査は、これは中身の審査ということですので、形式審査の部分の評点を外して、あえて3番から10番までの中身のプレゼンの内容の部分に点数のウエートをシフトさせているというところをとらせていただいております。

そうした中で、このイフスコヘルスケアの部分についていえば、一つには、例えば職員の研修というようなところすとか、健康管理というようなところ、こうしたところの評点が高いのかなというふうにとらえております。それから、異物の混入ですとか危機管理の対応、こうしたところも4社の中では評点が高い部分かなととらえております。あるいは受託する

上での注意事項というような7 - 1の項目、こうしたところでも基本的に4社の中でしっかりした考え方を持っているというふうにとらえております。

逆に、今、委員の方から御指摘があったようなところで、別の部分では評点が低いというようなところもありますけれども、そうした点も企画書、あるいは質問書に対する回答書、プレゼンの内容から確認をさせていただいて、総合的な評価の中で自信を持って、この業者を選定したというところでございます。

よろしく願いいたします。

木島委員 確かに、その見積もりというものは、公共の費用を使うとなると大きいと思えますけれども、調理技術の、特にアレルギーですとか、そういうところを見ると、難しかったんだろうなというふうに感じますけれども。

副参事 確かに難しいというところで今、御意見を賜りました。今回、そういう意味では初めて就学前の子どもの施設の委託についてのプロポーザルというところは入れております。今回、学校にないようなもので、子ども園あるいは保育園の場合には、ローテーション勤務というようなところを基本にした部分、あるいは多種多様と書いてありますけれども、離乳食に対する技術力みたいなのところも見ております。こうした点のウエートのつけ方なんかも含めて、来年以降、区としてこういうものを改めてやる部分には、今回の実績を踏まえてさらにいいものにはしていきたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

内藤委員長 確かに、安全・衛生管理の採点の比重を高めるということも検討していいんじゃないですかね。火災事故、これなんか、やっぱり非常に致命的ですからね。そういう火のものと、火の使い方とか、そういうのも、食中毒対策が万全であるというようなことを重く見ていいんじゃないかと思えますけれども。

報告6までいきましたので、報告5、報告6について御質問のある方はどうぞ。

よろしいですか。

では、ほかに御質問がなければ、報告7、西戸山地区中学校統合協議会について御質問のある方はどうぞ。

白井委員 開催の安全に関する専門部会報告で、ガード付近の件の協議のこと、お話がありましたけれども、ピンクのチラシでいただいている中でも、そのことが今回書いてありましたけれども、あそこが危ないということなんですか、JRのガードのところですよ。

教育環境整備課長 今回の統合に当たりまして、今ある西早稲田中学校に西戸山中が仮校舎

として入ることになっております。その過程で、安全対策ということで、とりわけそのガード下ですとか、通学距離が長くなることによって安全対策を講じる必要があるということで、今回、安全部会という形で専門部会を設けまして、その辺の対策を練っているということでございまして、とりわけあそこの社会保険中央病院のところは、暗くて狭くてというようなことで焦点となって重点的に対策を講じていると、そういった経過をこういったところで報告しているということで、重点的に取り組んでいる箇所であるというふうに御理解いただきたいと思います。

白井委員 というのは、実は私、高校のPTAで、高校があそこの近くだったので、新宿警察署に陳情に行っているんですね。というのは、あそこ一方通行で、多分今回の通学経路になると思いますが、一方通行の狭い道のところで、あそこをそれで高校生と小学生と、多分今度は中学生が統合で歩くことになるわけですね。その辺もあって、規制とか、そういうことをしてくれないかということで新宿警察署にお願いしに行ったことがあるんですが、新宿警察署の方もあそこの危なさを結構認識していて、警察官が立ってくれて対応したりとかしていますという形とか、ちょっと迂回路をやってくれたりしているんですね。その辺、警察の方と御相談するというようなことはしていないのでしょうか。

教育環境整備課長 とりわけ今回、6回目になりますけれども、3回目あたりに警察署に来てもらいまして、現地調査も一緒にしてもらっております。ただ、何分できることとできないことがございますので、その辺の回答を踏まえた上で住民の方々も御納得いただいているというようなところでございます。

白井委員 あそこ、一方通行だけやめてくれれば何かよさそうな感じなんですけれども。

教育環境整備課長 それはちょっとできないみたいなんです。

白井委員 というのは、多分付近の住民の方の方が大変なんでしょうか。

教育環境整備課長 要するに、交通権の問題とか、あるいは車幅の問題ですとかいろいろございますので、それについては要望は出したんですけれども、警察としてはちょっと応じられないという回答をいただきました。

内藤委員長 よろしいですか。

白井委員 はい。

内藤委員長 ほかによろしいですか。

では、ほかに御質問がなければ、次に報告8、女神湖高原学園指定管理者の評価について。これは、こういう評価が出て、それを指定管理者に示して改善を求めるといことなんで

すか、それとも契約の結び直しの資料なんですか。

生涯学習振興課長 この評価報告書を作成しまして、これを指定管理の方に送付しまして改善を要請するというごさいます。実際、改善を要請いたしまして、改善をされている面もごさいます。

内藤委員長 18年度において改善されている面もあるわけね。しかし、この評価の結果というので見るとあれですね、学校関係者がえらい食事に怒っていますね。これはどうでしょう、まだこういう正式な評価は出ていないにしても、改善はされているんですか。

生涯学習振興課長 学校の利用の食事に関しましては、具体的に申しますとアンケートをとりまして、それで中学校等では3校から改善の要望とかありました。そういうようなことを踏まえて、それからさらに評価委員会の評価で、このような結果になっているということごさいます。これにつきましては、昨年うちに教育指導課長と私で、こちらの指定管理者の社長の方に改善申し入れをしたところごさいます。実際、12月の実踏時、スキー教室の実踏時に提案されたメニューを見ますと、できるだけ学校の利用者の要望にこたえられるようなものということで、実際改善されておりました。それで、あと1月、2月にスキー教室ということがごさいますが、この間は特に従業員を1人ふやして、その辺はアレルギー対応なんかも含めて、食事に関しては対応していくということごさいます。

それから、先日、中学校の校長先生にお話を聞きましたが、実際に今回、スキー教室に行った先生から聞きましたが、昨年に比べてよくなったというお話を聞いております。

以上ごさいます。

内藤委員長 わかりました。

よろしいですか。

では、ほかに御質問がなければ、最後、報告9、これは異動ということで、報告を受けるということよろしいでしょう。

ほかに御質問がなければ、本日の日程で報告10、その他となっていますが、事務局から報告事項がありますか。

教育政策課長 1件、四谷子ども園担当から報告させていただきます。

副参事 口頭での報告になります。大変恐縮ごさいます。

2月1日付で四谷子ども園関連の教育管理職及び行政系の一般職員の人事異動がありましたので、口頭で報告をさせていただきます。

まず、教育管理職の異動ごさいます。

四谷子ども園開設準備園長として國嶋高子。現東戸山幼稚園長兼務でございます。

あわせまして、四谷子ども園開設準備主査、仙波久美子。現在、福祉部にあります三栄町の保育園長をしておりますけれども、教育委員会に事務従事の発令をかけまして、四谷子ども園の開設準備主査として発令をいたしております。

担任する事務といたしましては、四谷子ども園の保育教育計画の策定、あわせて教育関連の編成のほか、4月の開園に向けての実務的な準備を、この2名をもってやらせていくというような内容でございます。

口頭での報告になります。よろしく願いいたします。

次長 異動と言いましたけれども、兼務発令で。

副参事 兼務発令です。

内藤委員長 これはまだそのままあるわけだからね。

閉 会

内藤委員長 では、以上をもって本日の議事は終了といたします。

午後 4時06分閉会